

寒川町道路反射鏡設置基準

【設置趣旨】

- ・「交通安全」及び「交通事故防止」のために設置する。

【種類】

1. 鏡は、角型（約50センチ×約65センチ）とし、鏡面は1面又は2面とする。
2. 柱は、直柱及び曲柱とする。
3. その他。

【設置場所】

1. 自治会長等からの要望により、設置が適当と認められる箇所。
2. 公道が交差する交差点等で、設置する必要があると認められる箇所。
3. 原則として、民地に設置する。この場合は、必ず土地所有者の同意を得る。
4. 原則として、私道の出入口及び公道が抜けていない袋小路の出入口には設置しない。
ただし、公共性の高い箇所については、この限りではない。
5. その他、交通安全上、特別の事情がある場合は、この限りでない。

【設置申請】

- ・道路反射鏡の設置が必要と認められる場合には、自治会長等が町長に対し道路反射鏡設置要望書を提出する。

【その他】

- ・設置要望書を提出する前に次の点にご留意ください。
 - ①民地に設置する場合は、地権者のご承諾をお願いいたします。
 - ②設置要望にあたっては、設置場所付近の住民のご理解を得てください。
 - ③道路幅員や道路形状など諸事情により設置できない場所もあります。
 - ④要望書の提出をもって設置をお約束するものではありませんのでご了承下さい。